

令和元年度第2回北海道青少年健全育成審議会社会環境整備部会議事概要

1 日 時：令和2年2月28日（金） 10：25～11：26

2 場 所：かでの2・7 7階 740研修室

3 出席者：部会委員～河合部会長、渡辺委員、木村委員、秋葉委員
事務局～藤岡青少年担当課長、成田主幹、三浦主任

4 議 事

(1) 説明事項（北海道青少年健全育成審議会社会環境整備部会について）

- ・事務局より、北海道青少年健全育成審議会社会環境整備部会の概要について説明があった。
- ・委員から質問は無かった。

(2) 報告事項（有害興行の指定について）

- ・事務局より、北海道青少年健全育成条例（以下「条例」という。）第15条及び第54条の規定により、緊急指定をした有害興行について説明があった。
- ・委員から意見は無かった。

(3) 諮問（有害図書類指定にかかる諮問について）

- ・事務局より、条例第16条第1項第3号の規定により、諮問書に記載の図書類4件を有害図書類として指定することについて諮問があった。
- ・諮問のあった4件の図書類に関して、委員から主に次のような意見があり、全ての図書類が認定基準に合致しており、指定すべきであるとの意見で一致した。

○1番について

- ア タイトルも含めて、性的少数者に対して誤解を与えると思う。
- イ 興味本位の同性愛の体験を助長するのではないかと感じた。
- ウ 髪の毛をつかむ行為だとかは、恋愛の中に、「こういった暴力行為をやってもいいんだ」という誤解を与えかねないと思う。個人の尊厳を冒してる描写ばかりだと思う。
- エ 青少年が読まなくても良いと思った。
粗暴だな、相手の人格をどう見ているのかとも思った。

○2番について

- ア 性的少数者に対して誤解を与える内容で良くないと思う。
- イ 世の中の恋愛などの関係性に、強い者と弱い者というベクトルを作ってもいい、そして、それが楽しいものだと感じさせたり、快樂にあえて結び付けようとしている。
この漫画はとても卑怯だと思う。
- ウ この漫画は物語として成り立っているのですが、余計に罪が重いし、こういった描写はあり得ないと思う。

○3番について

ア この漫画は性行為そのものを強調しており、背景も背德的なので良くないと思う。

イ あたかも「本当にあった」かのように書いているところが卑怯だと思う。

青少年に「職場はこういうものなのか」という間違っただ見解を植え付けかねない。

ウ コミックベースで簡単に読めてしまうために、こういうことをしても良いんだと安易に考えてしまう危険性が高いと思う。

エ 非常に露骨であるし、漫画の中で先生から元教え子になされる行為が容認されていることなのだという印象を与えてしまうと思う。

○4番について

ア 性的な行為ばかりが目につき、人と人との愛し合う美しさが全くない。

イ 日本では認められていないことを海外では認められているような勘違いをさせる書き方をしており、子どもたちにとっていいものではないと思った。

ウ 「旅行ガイド本」のようになっているのが論外。

性行為のなかで相手をだます内容が面白おかしく書かれている。

過去に薬を飲ませて性的暴行を加えたという犯罪が起こっており、この本を読むことによって、こういった行為につながるおそれがあると思う。

エ 「女を買える」という表現が問題だと思う。

母親が戸越しではあるが、性的暴行を受ける描写があり、心理的な虐待につながるもので問題だと思う。

・ 諮問があった図書類4件を有害図書類と認め、条例に基づき指定するように答申があった。